

診療記録等の開示請求方法

当院では、厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」に則り、インフォームド・コンセントの理念に基づき、質の高い開かれた医療を目指し『診療情報の提供』を行っております。請求を受けてから開示までは、3～4週間のお時間をいただきます。また、所定の料金を定めておりますので、あらかじめご了承ください。

1. 開示請求ができる範囲

開示する診療記録の対象は、南多摩病院で診療を目的として作成し、または取得した診療録、看護記録、処方内容、検査所見記録、画像記録、紹介状、入院時要約、病状等の説明用紙などとなります。診療以外の教育・研究に関する記録またはそれに準じる資料は原則として対象としておりません。

2. 診療記録の開示を申し出ることが出来る者

- 1) 原則として患者本人
- 2) 患者本人から代理権が与えられた患者の父母、配偶者および子供
- 3) 患者が成人で判断力に疑義がある場合は、実質的に患者のケアを行っている親族またはこれに準ずる者
- 4) 成人後見人、任意後見人およびそれに準ずる者
- 5) 未成年者の法定代理人。ただし、患者が15歳以上の場合は、合理的判断ができない状態にある場合を除き、患者の同意を必要とする
- 6) 精神保健福祉法第20条に規定された保護者となった者
- 7) 患者が死亡している場合、患者の遺族（法定相続人）

3. 診療記録を非開示とする場合

- 1) 患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
- 2) 診療記録の開示が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
- 3) 未成年者の法定代理人による提供の申請がなされた場合であっても、提供することが、当該未成年者の利益に反すると認められるとき

診療記録の開示の申し立ての全部又は一部を拒む場合には、申請者に対して文書によりその理由をご提示致します。

4. 開示方法

診療記録の開示は、病院が指定する場所において、主治医の立ち合いのもとに行います。

5. 診療記録開示の手続

申請者は来院の上「診療情報開示申請書」(当院所定様式)を記載の上、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を添付し、開示請求窓口へご提出ください。

開示請求される方が本人以外の場合は、患者本人の委任状(指定様式)・戸籍謄本等(患者との関係を証明する書類)の提示が必要となります。

ただし、下記の場合は委任状が不要となります。

- 1) 患者本人の判断能力に疑義がある場合
- 2) 成年後見人
- 3) 精神保健福祉法第20条に規定された保護者となった者
- 4) 遺族(法定代理人)の場合

6. 診療記録等開示に係る費用

診療記録等の開示に対し、次の通り料金(税抜き)を定めています。

基本料金	医師の説明を含め	1回につき	5,000円
診療録等のコピー	白黒		21円/枚
	カラー		42円/枚
画像のコピー	CD-R		500円/枚
	フィルム		500円/枚

7. 開示に関する窓口

医療法人社団永生会 南多摩病院 診療情報管理室

受付時間：月～金曜日(祭日は除く) 8:30～16:30

TEL 042-663-0111(代表)

Mail info@minamitam.jp

2021年10月1日改訂
医療法人社団永生会南多摩病院
院長 益子 邦洋